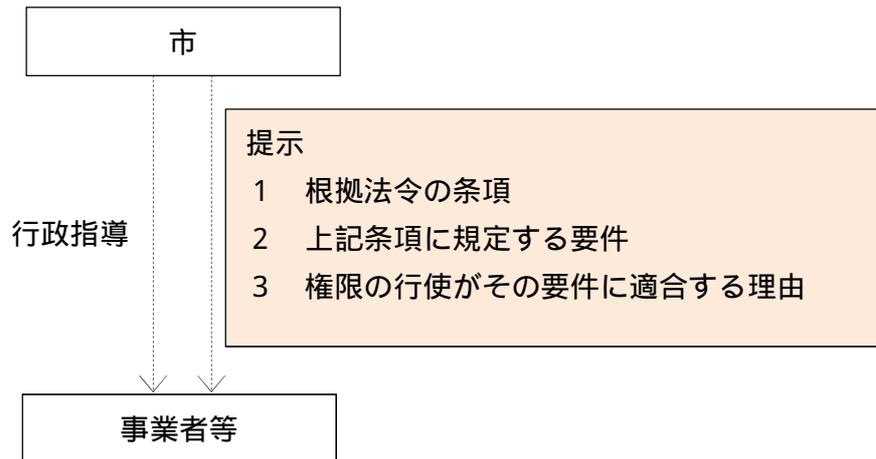


第34条 行政指導における許認可権限等の根拠の明示

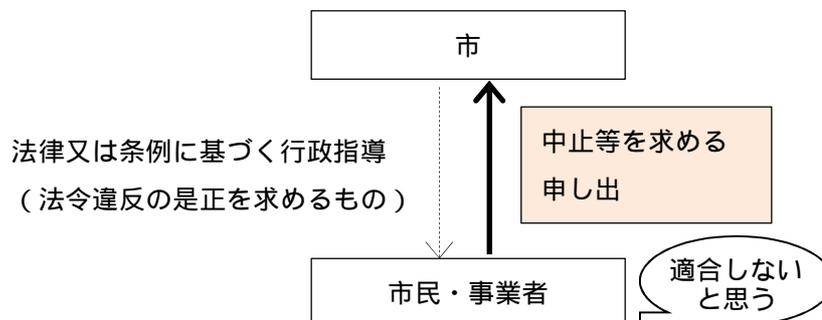
行政指導に携わる者が行政指導をする際に、その相手方に対して、その根拠となる法令の条項、その条項に規定する要件及び権限の行使がその要件に適合する理由を示さなければならないものとします。



第35条の2 行政指導の中止等の求め

行政指導の相手方は、その行政指導が法律又は条例に規定する要件に適合しないと思うときは、市に対し、その旨を申し出て、行政指導の中止その他必要な措置を採ることを求めることができるものとします。

また、申出を受けたとき、市は、必要な調査を行い、その行政指導が法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、行政指導の中止その他必要な措置を採らなければならないものとします。



行政指導を行うことについて、その相手方に対し意見を陳述する機会が付与されている場合においては、「中止等の求め」の対象にはなりません。

第35条の3 処分等の求め

何人も、法令に違反する事実を発見した場合に、その是正のためにされるべき処分又は行政指導がされていないと思うときは、市に対し、その旨を申し出て、処分又は行政指導をすることを求めることができるものとします。

また、申出を受けたとき、市は、必要な調査を行い、必要があると認めるときはその処分又は行政指導をしなければならないものとします。

